

ホットライン運用ガイドライン新旧対照表

平成 24 年 3 月 30 日
ホットライン運用ガイドライン検討協議会
(下線部は改訂箇所)

改訂案	現行
<p>第1 本ガイドラインの目的</p> <p>1 ホットラインセンターについて</p> <p>(1) ホットラインセンター設置の背景</p> <p>近年、インターネット上における児童ポルノや規制薬物の広告等の違法情報や、犯罪その他の違法行為を引き起こす原因となるなど公共の安全や秩序に対する危険を生じさせる情報の流通が社会問題となっている。</p> <p>これらの違法情報及び有害情報(「公序良俗に反する情報」をいう。以下同じ。)に対しては、警察においてサイバーパトロールを実施して違法情報の発信者の取締り等を行っているほか、受信側による情報のフィルタリング等の対応及びプロバイダや電子掲示板の管理者等による違法・有害情報に対する送信防止措置等の対応が行われている。</p> <p>しかしながら、インターネット上には膨大な量の情報が日々新たに流通していることに加え、海外に設置されたサーバに蔵置されているものがあるほか、コンテンツ自体のコピー、改ざん、削除等が容易であるなどの特性も有しているため、これらの違法・有害情報への対応をより一層推進するに当たっては、広くインターネット利用者の協力を得て違法・有害情報に関する情報を収集することが効果的である。</p> <p>一方で、協力を求められる利用者の立場からすれば、違法情報を警察に通報する際には氏名等を明らかにする必要があることなどから通報に消極的になることも想定される。また、有害情報については、関係機関が対応しているものの、適切な機関を選択することが難しい場合があるなどの問題点もある。</p> <p>このような状況の下、インターネット上の違法・有害情報への対応を効果的かつ効率的に推進していくためには、広くインターネット利用者から違法・有害情報に関する情報提供を受け付け、一定の基準に従って情報を選別した上で、警察への情報提供、電子掲示板の管理者等への対応依頼等を行う団体を設けることが重要であることから、ホットラインセンターを設置することとしたものである。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1 本ガイドラインの目的</p> <p>1 ホットラインセンターについて</p> <p>(1) ホットラインセンター設置の背景</p> <p>近年、インターネット上における児童ポルノや規制薬物の広告等の違法情報や、犯罪その他の違法行為を引き起こす原因となるなど公共の安全や秩序に対する危険を生じさせる情報の流通が社会問題となっている。</p> <p>これらの違法情報及び有害情報(「公序良俗に反する情報」をいう。以下同じ。)に対しては、警察においてサイバーパトロールを実施して違法情報の発信者の取締り等を行っているほか、受信側による情報のフィルタリング等の対応及びプロバイダや電子掲示板の管理者等による違法・有害情報に対する送信防止措置等の対応が行われている。</p> <p>しかしながら、インターネット上には膨大な量の情報が日々新たに流通していることに加え、海外に設置されたサーバに蔵置されているものがあるほか、コンテンツ自体のコピー、改ざん、削除等が容易であるなどの特性も有しているため、これらの違法・有害情報への対応をより一層推進するに当たっては、広くインターネット利用者の協力を得て違法・有害情報に関する情報を収集することが効果的である。</p> <p>一方で、協力を求められる利用者の立場からすれば、違法情報を警察に通報する際には氏名等を明らかにする必要があることなどから通報に消極的になることも想定される。また、有害情報については、関係機関が対応しているものの、適切な機関を選択することが難しい場合があるなどの問題点もある。</p> <p>このような状況の下、インターネット上の違法・有害情報への対応を効果的かつ効率的に推進していくためには、広くインターネット利用者から違法・有害情報に関する情報提供を受け付け、一定の基準に従って情報を選別した上で、警察への情報提供、電子掲示板の管理者等への送信防止措置依頼等を行う団体を設けることが重要であることから、ホットラインセンターを設置することとしたものである。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第2 ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対する依頼

1 違法情報に関する対応依頼

ホットラインセンターにおいて違法情報該当性の判断ができるものについて、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して、対象情報の送信防止措置その他の適切な措置を依頼する。

2 公序良俗に反する情報に関する対応依頼

公序良俗に反する情報であるとホットラインセンターにおいて判断した情報については、法令に違反するものではないことから、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダや電子掲示板の管理者等に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する。依頼に際しては、「違法情報に関する送信防止措置等依頼」と区別するため、異なる書式を用いるものとする。

3・4 (略)

第3 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼

1 総論

(1) 依頼内容

ホットラインセンターにおいて違法情報該当性の判断ができるものについて、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して、対象情報の送信防止措置等を依頼する。

(2) 違法情報に関する送信防止措置等依頼の位置付け

プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼が効果的に機能する(適切かつ迅速な対応が行われる)ためには、依頼を受けたプロバイダや電子掲示板の管理者等がホットラインセンターによる違法情報該当性の判断を信頼して対象情報について送信防止措置等を行った場合に、利用者との間の契約関係の有無・内容に関わらず送信防止措置等に関する法的責任を問われないようにすることが必要である。

すなわち、裁判所によって「プロバイダや電子掲示板の管理者等が、ホットラインセンターの判断に基づき対象情報の流通が違法であると信じたことは相当の理由があり、送信防止措置等について責任を負わない」と判断されることが期待できるような判断基準、手続により違法情報該当性を判断することが必要である。

また、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼が効果的に機能するためには、依頼者であるホットラインセンターと、依頼を受けるプロバイダや電子掲示板の管理者等との間に信頼関係が構築されることが不可欠である。

(3) (略)

2 対象とする違法情報の範囲

ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置等を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。

具体的には、

第2 ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対する依頼

1 違法情報に関する対応依頼

ホットラインセンターにおいて違法情報該当性の判断ができるものについて、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して、対象情報の送信防止措置を依頼する。

2 公序良俗に反する情報に関する対応依頼

公序良俗に反する情報であるとホットラインセンターにおいて判断した情報については、法令に違反するものではないことから、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダや電子掲示板の管理者等に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する。依頼に際しては、「違法情報に関する送信防止措置依頼」と区別するため、異なる書式を用いるものとする。

3・4 (略)

第3 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置依頼

1 総論

(1) 依頼内容

ホットラインセンターにおいて違法情報該当性の判断ができるものについて、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して、対象情報の送信防止措置を依頼する。

(2) 違法情報に関する送信防止措置依頼の位置付け

プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置依頼が効果的に機能する(適切かつ迅速な対応が行われる)ためには、依頼を受けたプロバイダや電子掲示板の管理者等がホットラインセンターによる違法情報該当性の判断を信頼して対象情報について送信防止措置を行った場合に、利用者との間の契約関係の有無・内容に関わらず送信防止措置に関する法的責任を問われないようにすることが必要である。

すなわち、裁判所によって「プロバイダや電子掲示板の管理者等が、ホットラインセンターの判断に基づき対象情報の流通が違法であると信じたことは相当の理由があり、送信防止措置について責任を負わない」と判断されることが期待できるような判断基準、手続により違法情報該当性を判断することが必要である。

また、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置依頼が効果的に機能するためには、依頼者であるホットラインセンターと、依頼を受けるプロバイダや電子掲示板の管理者等との間に信頼関係が構築されることが不可欠である。

(3) (略)

2 対象とする違法情報の範囲

ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。

具体的には、

【わいせつ情報】

- ① わいせつ物公然陳列(刑法第175条第1項)
- ② 児童ポルノ公然陳列(児童ポルノ法第7条第4項)
- ③ 売春周旋目的の誘引(売春防止法第6条第2項第3号)
- ④ 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為(同法第6条)

【薬物関連情報】

- ⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物(覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら)の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為(麻薬特例法第9条)
- ⑥ 規制薬物の広告(覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号)

【振り込め詐欺等関連情報】

- ⑦ 預貯金通帳等の譲渡等の誘引(犯罪収益移転防止法第26条第4項)
- ⑧ 携帯電話等の無断有償譲渡等の誘引(携帯電話不正利用防止法第23条)を対象とする。

3 (略)

4 違法情報該当性の判断手続

ホットラインセンターにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するURL等を確認した上で、違法情報該当性の判断を行う。

その際、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置等を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う(ダブルチェック方式)。

また、違法情報該当性の判断が難しい場合には、法律家や医師等の専門家に相談した上で判断する。ただし、公序良俗に反する情報に当たると判断することができる場合には、公序良俗に反する情報としての対応を行うことも考えられる。

なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。

[脚注 21]

医師への相談は、②「児童ポルノ公然陳列」における児童該当性の判断が困難な場合等に行う。

5 送信防止措置等依頼手続

(1)・(2) (略)

(3) 依頼文書の内容

対象情報について送信防止措置等を行うことを依頼する。

具体的な記載内容は以下のとおりである。

ア・イ (略)

(4) (略)

【わいせつ情報】

- ① わいせつ物公然陳列(刑法第175条)
- ② 児童ポルノ公然陳列(児童ポルノ法第7条第4項)
- ③ 売春周旋目的の誘引(売春防止法第6条第2項第3号)
- ④ 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為(同法第6条)

【薬物関連情報】

- ⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物(覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら)の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為(麻薬特例法第9条)
- ⑥ 規制薬物の広告(覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号)

【振り込め詐欺等関連情報】

- ⑦ 預貯金通帳等の譲渡等の誘引(犯罪収益移転防止法第26条第4項)
- ⑧ 携帯電話等の無断有償譲渡等の誘引(携帯電話不正利用防止法第23条)を対象とする。

3 (略)

4 違法情報該当性の判断手続

ホットラインセンターにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するURL等を確認した上で、違法情報該当性の判断を行う。

その際、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う(ダブルチェック方式)。

また、違法情報該当性の判断が難しい場合には、法律家等の専門家に相談した上で判断する。ただし、公序良俗に反する情報に当たると判断することができる場合には、公序良俗に反する情報としての対応を行うことも考えられる。

なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。

5 送信防止措置依頼手続

(1)・(2) (略)

(3) 依頼文書の内容

対象情報について送信防止措置を行うことを依頼する。

具体的な記載内容は以下のとおりである。

ア・イ (略)

(4) (略)

第4 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する公序良俗に反する情報に関する対応依頼

1・2 (略)

3 公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準

- ① 情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡等、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報

ア・イ (略)

ウ わいせつ物等の頒布

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、わいせつ物又はわいせつな電磁的記録(以下「わいせつ物等」という。)の頒布を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、公序良俗に反する情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、内容、支払方法、引渡方法、サンプル画像等の情報を考慮するものとする。

(ア) 「性器無修正 DVD」、「性器無修正動画像データ」等のわいせつ物等を意味する表現が記載されていること

(イ) 「売ります」、「送ります」等の頒布の誘引等を意味する表現が記載されていること

エ～シ (略)

②・③ (略)

4 公序良俗に反する情報であるか否かの判断手続

ホットラインセンターにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するURL等を確認した上で、公序良俗に反する情報であるか否かの判断を行う。

その際、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して対応を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う(ダブルチェック方式)。

また、公序良俗に反する情報であるか否かの判断が難しい場合には、法律家や医師等の専門家に相談した上で判断する。

なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。

[脚注 25]

医師への相談は、①エ「児童ポルノの提供」及び②ア「児童ポルノ公然陳列」における児童該当性の判断が困難な場合等に行う。

5 対応の依頼手続

(1) 依頼の相手方

違法情報に関する送信防止措置等依頼手続(第3の5(1))と同じ。

(2) 依頼方法

違法情報に関する送信防止措置等依頼手続(第3の5(2))と同じ。

(3)・(4) (略)

第4 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する公序良俗に反する情報に関する対応依頼

1・2 (略)

3 公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準

- ① 情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡等、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報

ア・イ (略)

ウ わいせつ物の頒布等

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、わいせつ物の頒布又は販売(以下「頒布等」という。)を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、公序良俗に反する情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、内容、支払方法、引渡方法、サンプル画像等の情報を考慮するものとする。

(ア) 「性器無修正 DVD」等のわいせつ物を意味する表現が記載されていること

(イ) 「売ります」、「郵送します」等の頒布等の誘引等を意味する表現が記載されていること

エ～シ (略)

②・③ (略)

4 公序良俗に反する情報であるか否かの判断手続

ホットラインセンターにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するURL等を確認した上で、公序良俗に反する情報であるか否かの判断を行う。

その際、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して対応を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う(ダブルチェック方式)。

また、公序良俗に反する情報であるか否かの判断が難しい場合には、法律家等の専門家に相談した上で判断する。

なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。

5 対応の依頼手続

(1) 依頼の相手方

違法情報に関する送信防止措置依頼手続(第3の5(1))と同じ。

(2) 依頼方法

違法情報に関する送信防止措置依頼手続(第3の5(2))と同じ。

(3)・(4) (略)

<参考書式1【違法情報に関する送信防止措置等依頼書】>

整理番号
年月日

[プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称]御中

インターネット・ホットラインセンター
連絡先(e-mail アドレス)
担当者氏名
確認者氏名

【違法情報】の通知書兼送信防止措置等依頼書

あなたが管理する[サイト/電子掲示板/サーバ]等に下記のとおり刑事処分の対象となる違法な情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報の送信を防止する措置その他の適切な措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL: その他情報の特定に必要な情報:(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報	例) 明らかに18歳未満と認められる少女の性交が描写された画像が「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに掲載。
違法情報該当性の判断理由等	違反する法令名等 例) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童ポルノ法)第7条第4項
	上記法令の構成要件に該当すると判断した理由 例) 明らかに18歳未満の少女の性交が描写された画像が、「〇〇小学校3年女子」との書き込みとともに、不特定又は多数の者が閲覧可能な電子掲示板に掲載。

※本通知に関する問い合わせは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト(<http://www.internethotline.jp/>)の問い合わせフォームから行うことができます。

<参考書式1【違法情報に関する送信防止措置依頼書】>

整理番号
年月日

[プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称]御中

インターネット・ホットラインセンター
連絡先(e-mail アドレス)
担当者氏名
確認者氏名

【違法情報】の通知書兼送信防止措置依頼書

あなたが管理する[サイト/電子掲示板/サーバ]等に下記のとおり刑事処分の対象となる違法な情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL: その他情報の特定に必要な情報:(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報	例) 明らかに18歳未満と認められる少女の性交が描写された画像が「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに掲載。
違法情報該当性の判断理由等	違反する法令名等 例) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童ポルノ法)第7条第4項
	上記法令の構成要件に該当すると判断した理由 例) 明らかに18歳未満の少女の性交が描写された画像が、「〇〇小学校3年女子」との書き込みとともに、不特定又は多数の者が閲覧可能な電子掲示板に掲載。

※本通知に関する問い合わせは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト(<http://www.internethotline.jp/>)の問い合わせフォームから行うことができます。

<関係条文>

(刑法)

第一百七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、前項と同様とする。

<関係条文>

(刑法)

第一百七十五条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。